

国勢調査令の一部を改正する政令案及び国勢調査施行規則の一部を改正する省令案に対して提出された意見と総務省の考え方
(令和2年1月18日～同年2月17日意見募集)

No.	提出された意見	総務省の考え方	命令等への反映の有無
1	<p>住宅統計調査は、限られたサンプル数であるため、全世帯、全市町村を対象とした住宅規模の把握は、重要である。外国人労働者の増加により、著しく過密な住宅が増える。国は、この項目を落とすことによって、そのような問題の把握を行う機会を失い、対策が遅れることになる。これは、ヨーロッパ、アメリカの経験に習うべきである。 【個人】</p>	<p>住宅・土地統計調査は、国勢調査のような全数調査ではありませんが、約370万住戸を調査する大規模な統計調査で、全国の市区町村において実施しています。また、最低居住面積水準（世帯人員に応じて、健康で文化的な住生活を営む基礎として必要不可欠な住宅の面積に関する水準）を満たしていない世帯数などといった住宅規模からみた世帯の実態について、市区町村（市、区及び人口1万5千人以上の町村に限る。）ごとに結果を集計しています。</p> <p>このように、住宅・土地統計調査の結果からも、市区町村における住宅規模からみた世帯の実態を把握することができるなど、国勢調査の「住宅の床面積」の結果の代替も可能と考えられることから、行政機関等のニーズ・利用状況、報告者負担などといった様々な観点も踏まえ、国勢調査の調査事項からは削除しています。</p>	無

○提出意見数：1件